

大阪地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 不当利得返還請求事件

国側当事者・国

平成27年4月17日棄却・確定

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	箸尾 朋典
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	今村 弘
同	小銭 慎司
同	徳山 健一
同	田中 啓太郎
同	木沢 史朗

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、22万8226円及びこれに対する平成26年6月15日から支払済みまで年1.9%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、訴訟上の和解に基づく和解金の支払の際、所得税法183条1項所定の源泉徴収義務（以下、単に「源泉徴収義務」という。）を負っていたことを前提として、上記和解金について、同法185条1項所定の源泉徴収すべき所得税（以下「源泉所得税」という。）に相当する金額を被告に納付したが、上記和解金の性質は所得税法28条1項に規定する給与等ではなく原告は源泉徴収義務を負わないから上記納付に係る金員は誤納金である旨主張して、被告に対し、国税通則法56条1項に基づき、上記金員22万8226円及びこれに対する税務署長がその誤納の事実の確認をした日（国税通則法58条1項3号、国税通則法施行令24条2項2号）とする訴状送達の日（平成26年5月14日）の翌日から起算して1月を経過した日である平成26年6月15日から支払済みまで国税通則法58条1項、租税特別措置法95条、93条2項に規定する年1.9%の割合による還付加算金の支払を求める事案である。
- 2 前提事実（顕著な事実、当事者間に争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）
 - （1）原告は、印刷業等を目的とする株式会社である。

(2) 乙（以下「乙」という。）は、原告を被告として訴えを提起したが（大阪地方裁判所平成●●年（○○）第●●号）、原告との間で、平成25年7月●日の同訴訟第7回弁論準備手続期日において、以下の内容のとおり、訴訟上の和解（以下「本件和解」という。）をした。（甲1）
ア 原告は、乙に対し、「本件解決金として130万円の支払義務」があることを認める（1項）。

イ 原告は、乙に対し、上記アの金員を、同月末日限り、弁護士（預り口）名義の普通預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込みにかかる費用は原告の負担とする（2項）。

ウ 乙は、その余の請求を放棄する（3項）。

エ 乙及び原告は、乙と原告との間には、本和解条項に定めるもののほかには一切債権債務がないことを相互に確認する（4項）。

オ 訴訟費用は、各自の負担とする（5項）。

(3) 原告は、乙に対し、同月31日、本件和解に基づく和解金（以下「本件和解金」という。）として、107万1774円を支払った。

(4) 原告は、被告（城東税務署）に対し、同年8月12日、本件和解金に係る源泉所得税として、22万8226円を納付した。（乙1）

(5) 原告は、平成26年5月1日、本件訴訟を提起した。（顕著な事実）

3 当事者の主張

(1) 原告の主張

本件和解金の性質は「解決金」であって所得税法28条1項に規定する給与等ではなく、原告は、本件和解金の支払の際、源泉徴収義務を負わない。

したがって、原告が源泉所得税として納付した22万8226円は誤納金であり、被告は、原告に対し、国税通則法56条1項に基づき、上記金額を還付すべき義務を負っている。

(2) 被告の主張

本件和解金の性質が所得税法28条1項に規定する給与等ではなく、原告が、本件和解金の支払の際、源泉徴収義務を負わないことについては否認ないし争う。原告は、本件和解金が同項に規定する給与等ではないことについて何ら具体的な主張立証をしていない。

したがって、原告が源泉所得税として納付した22万8226円は誤納金ではなく、被告は、原告に対し、上記金額を還付すべき義務を負っていない。

第3 当裁判所の判断

1 源泉所得税として納付した金員について、源泉徴収義務を負わないことを理由として、国税通則法56条1項に基づく誤納金還付請求をする場合には、当該還付請求権を有していると主張する者が、源泉徴収義務を負わないことについての主張立証責任を負っていると解すべきである。

したがって、本件において、原告が乙に対して平成25年7月31日に支払った本件和解金が所得税法28条1項に規定する給与等ではなく、原告が源泉徴収義務を負わないことについては、原告が立証責任を負っているところ、本件全証拠によってもこれを認めるに足りない（なお、上記2(2)のとおり、本件和解金は訴訟上の和解に基づく金員であって、本件和解金の名目が「本件解決金」となっており、本件和解にはいわゆる清算条項が存在しているが、それらのことから直ちに、本件和解金が所得税法28条1項に規定する給与等ではないと認めることはできない。）。

2 結論

以上によれば、原告の請求は理由がないのでこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 西田 隆裕

裁判官 斗谷 匡志

裁判官山本拓は転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 西田 隆裕